

令和 6 年第 5 回

美里町農業委員会総会議事録

第5回美里町農業委員会総会

1 開催日時

令和6年4月25日(木) 午後1時32分から午後3時11分

2 開催場所

美里町役場南郷庁舎2階 多目的ホール

3 出席委員(15名)

1 番	小田嶋 勝美	2 番	後藤 幸太郎	4 番	福田 なほ子
5 番	久道 雄悦	6 番	古内 世紀	7 番	尾形 司
8 番	繁泉 順子	9 番	佐々木 幸一郎	10 番	小野 保裕
11 番	澁谷 正行	12 番	鈴木 幸博	13 番	遊佐 恭一
14 番	渡邊 雅光	15 番	邊見 勝寿	16 番	伊藤 恵子

欠席委員(1名)

3 番 我妻 卓美

4 報告事項

1. 農家相談日について
2. 使用貸借権の合意解約による通知について
3. 農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借権の合意解約)
4. 利用権設定の合意解約による通知について
5. 非農地証明願について
6. 農地法第4条第1項の規定による許可申請の取り下げについて

5 議 事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
- 第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について
- 第4号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

6 その他連絡・報告事項

7 農業委員会事務局職員(3名)

事務局 長 高橋 博喜
事務局次長 野田 浩司
係 長 澤村 拓也

8 会議の概要

事務局長	ただいまより、令和6年第5回美里町農業委員会総会を開会いたします。 開会に当たりまして、伊藤会長より挨拶を申し上げます。
会長	(挨拶内容省略)
事務局長	ありがとうございました。 議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理すると規定されておりますので、会長に議事進行をお願いいたします。
議長	それでは、これより令和6年第5回美里町農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員については、3番我妻卓美委員より欠席届が出ておりますので、15名の出席であります。 総会を開く場合に委員の過半数以上の出席を要件とする農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。
議長	次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。議事録には、会長と、総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないことが会議規則第15条第1項に規定されておりますので、議事録署名委員を議長から指名いたします。1番小田嶋勝美委員、2番後藤幸太郎委員をお願いいたします。
議長	それでは、報告事項に入ります。 報告事項1番 農家相談日について、4月5日に農家相談を実施いたしましたので、担当委員より報告願います。
古内世紀委員	4月5日担当は伊藤恵子会長、それから佐々木幸一郎委員、そして私、古内3名でしたが、相談者はありませんでした。 以上です。
議長	ご苦労さまでした。 続きまして報告事項2番、使用貸借権の合意解約による通知について、報告事項3番、農地法第18条第6項の規定による通知について（賃貸借権の合意解約）、報告事項4番、利用権設定の合意解約による通知についてを一括で事務局より報告をお願いいたします。
事務局	(報告事項2、報告事項3、報告事項4について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 ただいま事務局より説明していただきましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。 (なしの声あり)

議長	無いようですので、続きまして、報告事項 5 番 非農地証明願について、事務局より報告をお願いします。 また、4 月 12 日に農地調査委員会において、現地調査を実施しておりますので、事務局の説明後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。 初めに、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(報告事項 5 について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 引き続き、農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をお願いいたします。
遊佐恭一委員	農地調査委員会は、4 月 19 日まで農業委員をされた片倉さんと、委員長である私、あと伊藤会長、邊見会長職務代理者、事務局から、野田次長の計 5 名で、4 月 12 日金曜日に現地調査を行いました。 番号 4 番については、●●字●●です。現地は長年お寺の駐車場の一部として雑種地の状態で使用され、現在も同様に非農地の状態であることを確認しましたので証明書の発行は妥当と判断いたしました。 番号 5 番の申請地は、●●字●●です。現地は森林の様相を呈しており、非農地化して長年経過し、再び農地として利用される見込みもないことから証明書の発行は妥当と判断いたしました。 以上でございます。
議長	ありがとうございました。 ただいま事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしました。が、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。 (なしの声あり)
議長	続きまして報告事項 6 番、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の取り下げについて、事務局より報告願います。
事務局	(報告事項 6 について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 ただいま事務局より説明していただきましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。 (なしの声あり)
議長	ないようですので、議事に入ります。 第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。事務局より説明を願います。
事務局	(第 1 号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について、審議いたします。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可については、原案どおり許可といたします。

続きまして、第2号議案 農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

(第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、第2号議案 農用地利用集積計画書審議について、番号123、135、140、141、142番を除く、35件について審議いたします。

質疑ありませんか。

渡邊雅光委員

14番渡邊雅光です。145番の●●●●さん、154番までですね、ざっと計算しただけで80何枚も田んぼが新規で契約になっていますね。この辺の経緯を教えてくださいませんか。なかなかこういう案件出てこないのです。

事務局

はい。ではご説明いたします。

●●●●については、今回、相当数な件数と面積になっております。

まず、第一の原因といたしましては、先ほど解約の時にできました、●●●●さんという方がいらっしゃいましたが、元々はこの方々の田んぼの多くは、●●●●さんが賃貸借、もしくは相対にて耕作してきた田んぼでございます。

しかしながら、●●●●さんの方で家庭の事情等もありまして、一昨年あたりからなかなか耕作の状況、耕作料の支払いの状況も思わしくないということで、実際昨年の耕作を断念したという経緯がありまして、●●●●がそれを引き継いでというか、一旦荒らしてしまったんですね、ちょっと管理が悪くて、それを一年間●●●●が復旧というか、田んぼとして作れる状況になるように整備をしてきたというところです。

それで今年から植えられるような状況になったので、●●●●としてもちゃんと契約をして耕作したいということで、今回の契約に至っております。

ですので、実質的には別の耕作者の持っていたものをそっくりそのまま引き継ぐという形で去年から作業は入っていたんですけれども、今年改めて利用権設定に至ったというところでございます。

あとは一部、こちらの席にいたるところで申し訳ないんですけども、●●●●●●も耕作していた部分、前に解約あった部分もありましたが、それらも●●●●の方に経営の見直しということで、水田の方は、利用権であれば規模をいくらかでも拡大したいという意向がございましたので、●●●●が受けるということでございます。

何人かの耕作者から、何年かにかけて集まってきたものが、今回正式に、利用権設定の手続きに至ったところですので、急に八町歩増えたというよりは、徐々に経過があって増やしてきたものが、今回様々な事情があって今回まとめて契約をしたというような内容となります。

議長

よろしいですか。

(「分かりました」の声あり)

議長

そのほかございませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第2号議案、農用地利用集積計画書審議についての番号123、135、140、141、142番を除く、35件分について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

続きまして、番号123番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により、●●番 ●●●●委員の退室を求めます。

議長

休憩します。(14:33)

議長

再開いたします。(14:33)

議長

休憩前に引き続き、番号123番について審議をいたします。
質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。番号123番について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

休憩します。(14:34)

議長

再開いたします。(14:34)

議長	続きまして、番号１３５番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第３１条により、●●番 ●●●●員の退室を求めます。
議長	休憩します。（１４：３４）
議長	再開します。（１４：３４）
議長	休憩前に引き続き、番号１３５番について審議をいたします。 質疑ありませんか。
	（なしの声あり）
議長	質疑なしと認め、採決をいたします。 番号１３５番について、賛成の方の挙手を求めます。
	（各委員の挙手を確認）
議長	全員賛成と認めます。
議長	休憩します。（１４：３５）
議長	再開いたします。（１４：３５）
議長	続きまして、番号１４０から１４２番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第３１条により、１６番 私 伊藤が退室し、暫時の間、邊見会長職務代理者と議長を交代します。
議長	休憩します。（１４：３６）
議長（邊見）	再開いたします。（１４：３６）
議長（邊見）	休憩前に引き続き、番号１４０から１４２番について審議をいたします。 質疑ありませんか。
	（なしの声あり）
議長（邊見）	質疑なしと認め、採決をいたします。番号１４０から１４２番について、賛成の方の挙手を求めます。
	（各委員の挙手を確認）
議長（邊見）	全員賛成と認めます。
議長（邊見）	休憩します。（１４：３７）
議長	再開いたします。（１４：３７）
議長	第２号議案 農用地利用集積計画書審議については、全て賛成で

	すので原案どおり許可相当と意見を付し、町長に報告をいたします。
議長	休憩します。（１４：３７）
議長	再開いたします。（１４：５１）
議長	続きまして、第３号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項による意見について議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局	（第３号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った）
議長	ありがとうございました。 事務局の説明が終了しましたので、ただいまより第３号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項による意見について、審議をいたします。 質疑ありませんか。 （なしの声あり）
議長	質疑なしと認め、採決をいたします。第３号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項による意見について、賛成の方の挙手を求めます。 （各委員の挙手を確認）
議長	全員賛成と認めます。
議長	第３号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項による意見については、原案どおり許可相当と意見を付し、農地中間管理機構に書類を送付いたします。
議長	続きまして、第４号議案 農地法第４条第１項の規定による許可申請の意見決定について議題といたします。 また、４月１２日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。 はじめに、事務局より説明願います。
事務局	（第４号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った）
議長	ありがとうございました。 引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。
遊佐恭一委員	番号３番の申請地は、●●字●●に位置しており、転用目的は賃貸住宅です。現地は先月の意見同様となりますが、都市計画用途地域内にあることから、農地区分は第３種農地となりますので、特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。 以上でございます。

議長	ご苦労さまでした。 事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、第４号議案 農地法第４条第１項の規定による許可申請の意見決定について審議いたします。 質疑ありませんか。
古内世紀委員	６番の古内です。この案件ですが、９ページの許可申請の取り下げのところにですね、●●字●●●●番●、地目はいいんですが、面積が４６７平方メートルとなっています。それに対して、３８ページの第４号議案の同じ●●字●●●●番●の面積が、３１２平方メートルで、面積が異なるんですが、それはどういうわけですか。
事務局	ご説明いたします。別紙の配置図をご覧くださいと思います。こちらの、下のところに、●●番●と●●番●に分筆されているんですけども、３月の時点ではこちら●●番●も●●番●に含まれておりまして、こちらの●●番●が今回取り下げになりまして、４６７平方メートルだったんですけども、今回分筆となりまして、●●番●が３１２平方メートル、●●番●が１５５平方メートルの２つになりましたので、違いが出ているということでございます。
古内世紀委員	はい。了解です。
議長	よろしいですか。 そのほかございませんか。 (はいの声あり)
議長	質疑なしと認め、採決をいたします。第４号議案 農地法第４条第１項の規定による許可申請の意見決定について、賛成の方の挙手を求めます。 (各委員の挙手を確認)
議長	全員賛成と認めます。
議長	第４号議案 農地法第４条第１項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。
議長	続きまして、第５号議案 農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定について議題といたします。 また、４月１２日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。
事務局	(農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定についての説明を行った。)
議長	ありがとうございました。

遊佐恭一委員

引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

番号5番の申請地は、●●字●●にあり、転用目的は住宅です。

現地は都市計画用途地域内にあることから、農地区分は第3種農地となりますので、特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。

番号6番の申請地は、●●字●●にあり、転用目的は太陽光発電設備です。現地は住宅地に囲まれ、10ヘクタール以上の一団の農地と分断されているため、農地区分は第2種農地と判断いたしました。農地以外の土地も検討したようですが、申請地以外に見当たらなかったとのことですので、やむを得ず許可相当とみてまいりました。

番号7番の申請地は、●●字●●にあり、転用目的は太陽光発電設備です。現地は都市計画用途地域内にあることから、農地区分は第3種農地となりますので、特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について審議いたします。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に通達をいたします。

以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第5回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和 年 月 日

会 長

署 名 委 員
議 席 1 番

署 名 委 員
議 席 2 番